

暮らしの情報ボックス

お知らせ

相談のコーナー4月

	日→とき	場→ところ	予→予約先
行政	日 → 7日(木) 13時~15時	場 → 静内庁舎1階第2応接室	
法律 (予約制)	日 → 4日(月)、6日(水)、11日(月)、13日(水)、18日(月)、20日(水)、25日(月)、27日(水) 13時~15時	場 → ひだか弁護士相談センター	予 → ☎ 42 - 8373
年金 (予約制)	日 → 21日(木) 9時~15時	場 → 静内庁舎3階第2会議室	予 → ☎ 0144 - 56 - 9001
手話	日 → 5日(火)、26日(火) 10時30分~12時	場 → 静内庁舎1階町民相談室	
障がい者の就労 (予約制)	日 → 21日(木) 13時~16時	場 → 静内庁舎1階町民相談室	予 → ☎ 0144 - 56 - 5119
アイヌの方の仕事	日 → 2日(土) 11時~12時	場 → ピュアプラザ会議室	
働きたい方 (15歳~49歳)の出張相談 (予約制)	日 → 26日(火) 13時30分~15時	場 → ハローワーク静内分室(ピュア内)	予 → ☎ 0144 - 84 - 8670
人権・困りごと	日 → 13日(水)、27日(水) 10時~15時	場 → 社会福祉会館(町社協)	

※平日の(月)(水)(金)も常任相談員がご相談を受け付けます。



詳しくは町公式ホームページをご覧ください。

新ひだかトレジャーホースカード配布中
【問合せ】 静内庁舎まちづくり推進課 ☎ 49 - 0294

町税などの

口座振替済通知書の廃止

町税などを口座振替で納付された方に、毎年各項目の最終納期限後に「口座振替済通知書」を送付していましたが、経費削減および省資源化の推進のため、令和4年度振替分から「口座振替済通知書」の送付を廃止します。振替結果は、預貯金通帳にてご確認ください。

【問合せ】
静内庁舎税務課
☎ 49 - 0284(直通)

- 廃止項目
- 町道民税
 - 固定資産税
 - 軽自動車税(※)
 - 国民健康保険税
 - 後期高齢者医療保険料
 - 保育所利用料
 - 副食費
 - 公営住宅料
 - 学校給食費
 - 土地使用料



● 建物使用料
● 河川使用料
● 道路使用料
● 農地費負担金
● 下水道受益者負担金
● 下水道受益者分担金

※軽自動車税は、車検の際に納税証明書が必要となりますので、車検対象車両のみ6月下旬に納税証明書を送付します。

よくあるご質問

- 質問① 口座振替の結果はどのように確認すればいいのですか？
- 回答 納税通知書に記載された納期限以降に、預貯金通帳へ記帳することにより確認できます。なお、特別な事情により書面での確認が必要な場合は、「口座振替済額確認書」を静内庁舎税務課にて発行します。
- 質問② 確定申告に利用していましたが、今後はどうすればいいのですか？
- 回答 確定申告の際には「口座振替済通知書」を添付する必要はありません。なお、納税通知書と口座振替された預貯金通帳の保管をお願いします。

暖房費助成事業

町では、暖房費の高騰により日常生活に多大な影響があるとされる世帯へ暖房費の一部を助成する事業を実施しています。

12月中旬に、対象と思われる世帯へ書類を送付していますので、要件を満たしている場合は、申請期限の3月31日までに提出してください。

なお、提出書類に不備がある場合は、必要書類が揃ってから支出処理となりますので、不備案内が届いている場合は、期限までに必要書類を提出してください。

詳しくは、町広報1月号から3月号、または町公式ホームページをご覧ください。

問合せ
静内庁舎福祉課
☎ 49 - 0286 (直通)

軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成

町では、身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、補聴器購入費用および修理費用の一部を助成しています。

※補聴器購入・修理後の申請は助成対象外になります。必ず事前に「相談ください」。

- 対象者
- 次の条件を全て満たす方
 - 町内に住所を有する18歳未満の児童
 - 両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、身体障害者手帳の対象外の児童
 - 中耳炎などの急性疾患による一時的な聴力低下ではなく、耳鼻咽喉科的治療によっても、聴力が回復する見込みがない児童

● 補聴器の装用により、言語の習得など一定の効果が期待できると医師が判断する児童

● 対象となる児童の世帯に町民税所得割額が46万円以上の方がいないこと

助成額
購入・修理費用と町が定める基準額を比較して、いずれか少ない額の100分の90(生活保護世帯または町民税非課税世帯である場合は全額)

問合せ
保健福祉センター健康推進課
☎ 49 - 0287 (直通)

行政評価に対する外部評価の実施

町では、町にとって効果的な政策などを選択するため、毎年度、事務事業の評価を行っており、この評価結果に対して、町民の皆さんから意見や提案などをいただく機会として、外部評価を実施します。

詳しくは、町公式ホームページをご覧ください。

問合せ
静内庁舎企画課
☎ 49 - 0267 (直通)

まちづくり懇談会中止

新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、延期していたまちづくり懇談会は、全道的に感染拡大が高止まりの様相を示す中、4月には町長選挙を控えているなど、新たに日程を調整することが難しい情勢にあることから、今回は中止させていただきます。ご理解ください。

問合せ
静内庁舎企画課
☎ 49 - 0269 (直通)

ありがとう献血 愛の献血 ひまわり号

4月19日(火)

- 10:00~11:30 JAしずない(静内本町)
- 13:00~14:20 コープさっぼろしずない店(静内こうせい町)
- 15:00~16:00 ほくでん静内水力センター(静内中野町)

4月27日(水)

- 10:00~13:00 公民館(静内古川町)
- 14:30~16:00 静和会石井病院(静内高砂町)

4月の税務日程

納期内に納入をお願いします。

- 保育所負担金(4月分)
- 町営住宅使用料(4月分)
- 学校給食費負担金(4月分)

【問合せ】
静内庁舎税務課 ☎ 49 - 0284 (直通)
三石庁舎地域振興課 ☎ 33 - 2111 (直通)

入札結果の公表

入札結果は、町公式ホームページまたは静内庁舎契約管財課、三石庁舎地域振興課をご覧ください。

新ひだか町入札結果

【問合せ】
静内庁舎契約管財課 ☎ 49 - 0278 (直通)

自衛官募集 Japan Self-Defense Forces

問合せ
札幌地方協力本部
静内分駐所
☎ 44 - 2588

【静内庁舎開設日】

- 夜間 5日(火)、19日(火) 19時30分まで
- 休日 10日(日)、24日(日) 10時00分～15時00分

【三石庁舎開設日】

- 夜間 19日(火) 19時30分まで
- 休日 24日(日) 10時00分～15時00分

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

マイナンバーカード 夜間・休日窓口【4月】

町では、マイナンバーカードの夜間・休日窓口を開設しています。なお、平日も役場担当窓口で受け取りできます。4月の開設日は次のとおりです。

問合せ
静内庁舎生活環境課
☎49-0290 (直通)
三石庁舎地域振興課
☎33-2112 (直通)

林野火災予消防対策（強調期間）／

山火事注意

4月1日～5月31日

問合せ
三石庁舎水産林務課 ☎33-2114 (直通)
静内庁舎水産林務課 ☎49-0301 (直通)

空気が乾燥する3月から6月は、林野火災の危険期間です。特に4月と5月は、林野火災が多い傾向にあります。原因は、たばこ、たき火の後始末など、人為的な要因が多く、注意することで防ぐことができます。かけがえのない貴重な森林を守るため、火の取り扱いには、十分注意してください。また、やむを得ず火入れをするときは、必ず役場の許可を受けてください。

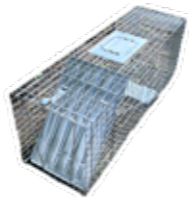
アライグマ春期捕獲推進期間／

箱わなの貸し出し

問合せ
三石庁舎水産林務課 ☎33-2114 (直通)
静内庁舎水産林務課 ☎49-0301 (直通)

町では、アライグマによる農林業被害を防止するため捕獲用箱わなの貸し出しを行っています。駆除したアライグマは有害鳥獣駆除員が回収します。利用を希望される方は役場担当窓口までお問合せください。

アライグマの出産・育児期間になる3月から6月は北海道のアライグマ春期捕獲推進期間です。農業被害（トウモロコシなどの食害）を減らすため、この時期からアライグマの駆除に取り組みましょう。



高さ30cm×幅25cm×奥行き82cm

善意に感謝いたします

次の方々から温かいご厚志が寄せられました。
(敬称略、順不同)

- ▶ 特別養護老人ホーム静寿園運営事業資金として 渋谷 正弘 (静内中野町)
- ▶ 商工業振興資金として (株)村田土建 (代表取締役 村田 修)
- ▶ 奨学資金として 浦河地方法人会新ひだか支部 (支部長 河原 秀幸)
- ▶ 感染症対策衛生用品として ■手指消毒用ハンドジェル (株)ツルハ (代表取締役社長 八幡 政浩)

コロナ禍でも大切です

【問合せ】
保健福祉センター健康推進課 ☎42-1287

もしかして、控えていませんか？

- かかりつけ医への相談
- 乳幼児健診・予防接種
- 生活習慣病の健診・受診
- がん検診

乳幼児の予防接種を遅らせると、免疫がつくのが遅れ、重い感染症になるリスクが高まります。また、生活習慣病やがんの早期発見には、定期的な健診と適切な受診が重要です。健康が気になる今だからこそ、かかりつけ医に早めに相談し、健診は予定どおり受けましょう。

新型コロナワクチン接種状況

【問合せ】
ワクチン接種対策室 ☎42-0880

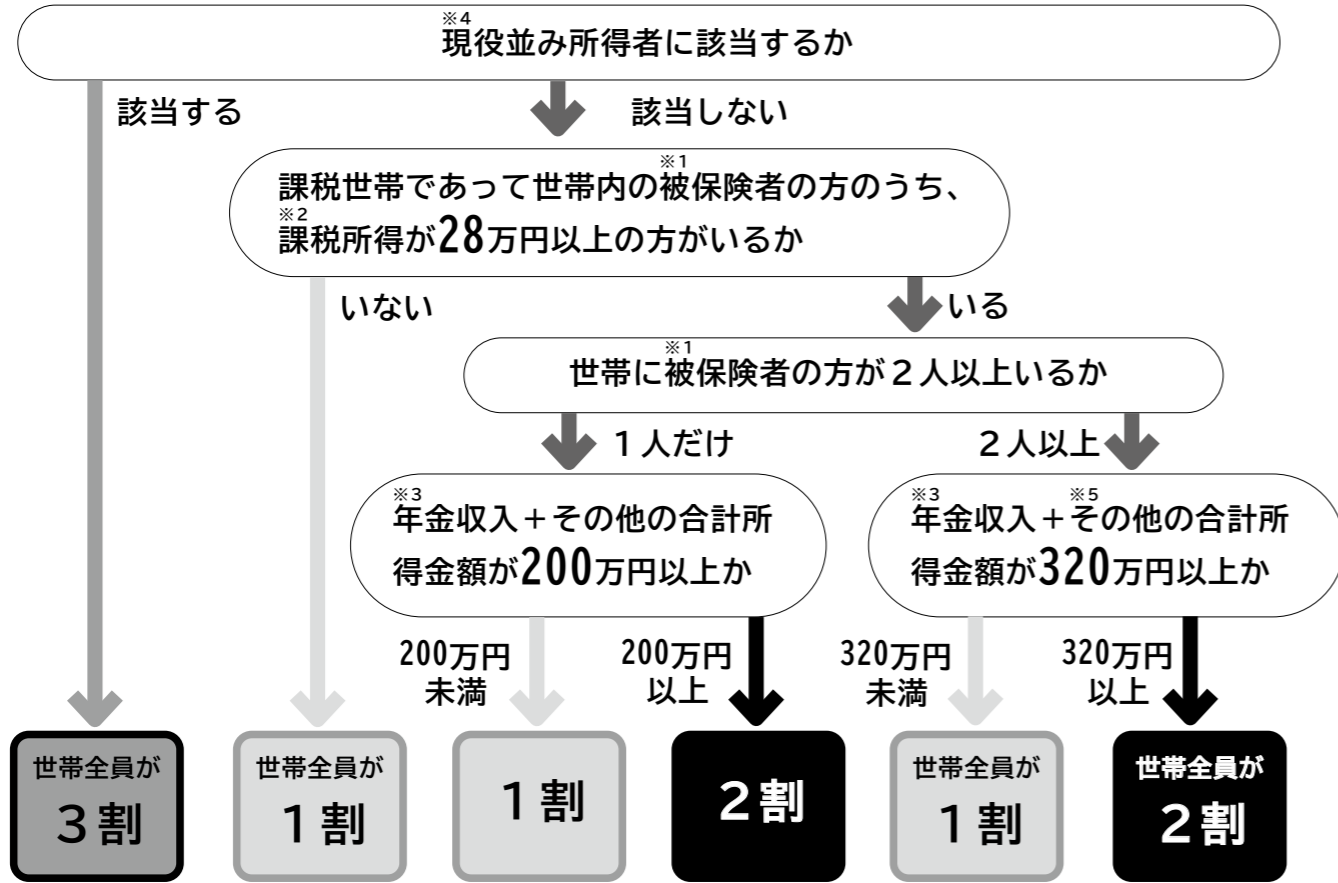
当町における新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況をお知らせします。

区分	1回目を接種した方	2回目を接種した方	3回目を接種した方
12～17歳 (1,217人)	841人 (69.10%)	827人 (67.95%)	
18～29歳 (1,901人)	1,564人 (82.27%)	1,559人 (82.01%)	773人 (40.66%)
30～39歳 (2,059人)	1,760人 (85.48%)	1,750人 (84.99%)	542人 (26.32%)
40～49歳 (2,794人)	2,482人 (88.83%)	2,466人 (88.26%)	898人 (32.14%)
50～64歳 (4,237人)	3,848人 (90.82%)	3,837人 (90.56%)	1,487人 (35.10%)
65歳以上 (7,493人)	7,036人 (93.90%)	7,007人 (93.51%)	6,411人 (85.56%)
計 (19,701人)	17,531人 (88.99%)	17,446人 (88.55%)	10,111人 (54.70%)

※対象者数および接種者数ともに3月13日現在の住民数で算出
※3回目接種率は、18歳以上の住民数で算出

窓口負担割合2割の対象となるかどうかは主に以下の流れで判定します

- 世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、後期高齢者医療の被保険者の方の課税所得や年金収入をもとに、世帯単位で判定します。
- 住民税非課税世帯の方は、基本的に1割負担となります。
- 令和3年中の所得をもとに、8月ころから判定が可能になり、9月中に被保険者証を交付します。



- ※1 後期高齢者医療の被保険者とは、75歳以上の方と65歳から74歳で一定の障がいの状態にあると広域連合から認定を受けた方です。
- ※2 課税所得とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額（前年の収入から給与所得控除や公的年金等控除、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）差し引いた後の金額）です。
- ※3 年金収入には、遺族年金や障害年金は含みません。
- ※4 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方です。
- ※5 その他の合計所得金額とは、年金収入以外の事業収入などから、必要経費や給与所得控除などを差し引いた後の金額のことで、給与所得がある場合は、給与所得金額から10万円を控除します。

広告

後期高齢者医療制度の被保険者へ /

医療費の窓口負担割合が変わります

令和4年10月1日から一定以上の所得のある後期高齢者医療の被保険者の医療費の窓口負担割合が変わります。一定以上の所得のある方は、現役並み所得者（窓口負担割合3割）を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。窓口負担割合の変更対象となる方は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%の方です。

【問合せ】 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601 / 静内庁舎生活環境課 ☎49-0291 (直通)

一定以上の所得のある方は、窓口負担割合が2割になります

令和4年9月30日まで		令和4年10月1日から	
区分	医療費負担割合	区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割	現役並み所得者	3割
一般所得者等※	1割	一定以上所得のある方	2割
		一般所得者等※	1割

被保険者全体の約20%

※住民税非課税世帯の方は基本的に1割負担となります。

令和4年度の被保険者証交付

窓口負担割合の見直しに伴い、令和4年度は被保険者証を2回交付することになります。

- 1回目 ~ 7月中に、8月1日から9月30日までの被保険者証を送付します。
- 2回目 ~ 9月中に、10月1日から令和5年7月31日までの被保険者証を送付します。

広告



まん延防止等重点措置協力支援金

道では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、まん延防止等重点措置が適用されたことに伴い、飲食店等事業者の皆さまに対し時短などの要請を実施し、要請に協力した事業者には支援金を給付しています。

要件

3月7日から3月21日までの全ての期間(15日間)において要請に応じていることなど

支援金額

	第三者認証店		第三者認証店以外
	営業時間	5時00分～21時00分	5時00分～20時00分
酒類提供時間	11時00分～20時00分	終日停止	終日停止
中小企業・個人事業者	2.5万円～7.5万円/日 (1日当たりの売上高)	3万円～10万円/日 (1日当たりの売上高)	
大企業	最大20万円/日(1日当たりの売上高)		

申請方法

申請の受付時期や方法については、道ホームページをご覧ください。

問合せ(郵送先)※住所記載不要

北海道感染防止対策協力支援金コールセンター
☎011-350-7377
〒063-8691
札幌西郵便局 郵便私書箱第39号
北海道感染防止対策協力支援金事務局



新型コロナウイルス感染症関連支援制度

事業者向け支援

新型コロナに関わる経営・雇用・生活への困りごとの問合せ先
静内庁舎まちづくり推進課
☎49-0293 直通



北海道飲食店感染防止対策認証制度(第三者認証制度)

道では、道内の飲食店を対象に、感染防止対策に必要な事項の取り組み状況を確認し、対策を実施されている場合に認証する制度(第三者認証制度)を実施しています。

対象事業者

道内で飲食業の営業許可を受けている事業者
※店舗ごとの申請が必要です。

認証までの流れ

- ①申請
- ②調査員による現地調査や改善アドバイス
- ③基準を満たすと認証書を交付

メリット

感染リスク低減、感染傾向がみられる際に営業時間や酒類提供にかかる制限緩和 など

認証基準

道では国が示す基準を整理・統合し、座席間隔や換気回数などの認証基準を定め、道ホームページで公開しています。

※来店者の感染症予防(8項目)、従業員の感染症予防(5項目)、施設・設備の衛生管理の徹底(4項目)、感染者発生に備えた対処方針(2項目)、推奨項目(9項目)

申請方法

第三者認証制度ホームページからの電子申請、または下記事務局への郵送

問合せ(郵送先)

第三者認証制度コールセンター
☎0570-783-816
〒060-0004 札幌市中央区北4条西7丁目1-5
飲食店感染防止対策認証制度事務局



水道料金・下水道使用料納入通知書の変更

	静内地区	三石地区
3月31日まで	水色の用紙 (新ひだか町水道事業)	緑色の用紙 (新ひだか町)
4月1日から	青色の用紙 (新ひだか町水道事業及び下水道事業)	

※4月1日から、緑色の用紙の納付書は、郵便局とコンビニエンスストアでは使用できなくなりますので、他の金融機関が役場窓口にて納めていただくようお願いします。新様式での再発行も可能ですので、お問合せください。

また、既存の口座振替については、今回の変更に伴う内容の読み替えを実施のうえ、引き続き適用させていただきます。

【問合せ】 静内庁舎上下水道課 ☎49-0296(直通)

会計方式を変更します / 簡易水道事業及び下水道事業の公営企業会計への移行

経営状況の的確な把握による経営の効率化と持続的なサービス提供のため、4月1日から簡易水道事業と下水道事業に地方公営企業法の適用を開始し、会計方式をこれまでの官庁会計から公営企業会計に変更します。なお、料金など使用者の皆さんに直接影響することはありませんが、移行に伴い名称が『新ひだか町水道事業及び下水道事業』となることから、水道料金・下水道使用料納入通知書の取り扱いが次のとおりになりますのでお知らせします。



ワクチン・検査パッケージ制度

道では、飲食店などの事業者が、入店者などの利用者のワクチン接種歴または検査結果の陰性のいずれかを確認することにより、感染リスクを低減させ、緊急事態宣言などにおいて課される行動制限を緩和する制度の適用を実施しています。

対象事業者 飲食店、カラオケ店

要件

飲食店～第三者認証制度の取得
カラオケ店～要件なし

申請方法

第三者認証制度との同時申請または北海道経済部経済企画課へ申請。
すでに第三者認証制度実践店は申請不要です。

メリット

(飲食店)同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食回避が要請されている場合でも、人数に上限なく会食が可能になります。

(カラオケ店)カラオケ設備を提供する飲食店などに対して休業要請が行われている場合でも、収容率の上限を50%としつつ、カラオケ設備の提供が可能になります。

問合せ

- 第三者認証制度実践店、飲食店の方
第三者認証制度コールセンター
☎0570-783-816
- カラオケ店の方
北海道経済部経済企画課
☎011-206-6197



4月から6月の出張年金相談の予定日は次のとおりです。なお、相談を希望される方は、予約受付期間に電話での申し込みが必要です。

相談日 **4月21日(木)**
予約受付期間 4月1日～8日
相談会場 静内庁舎3階第2会議室

相談日 **5月19日(木)**
予約受付期間 5月2日～12日
相談会場 静内庁舎3階第3会議室

相談日 **6月16日(木)**
予約受付期間 6月1日～8日
相談会場 静内庁舎3階第3会議室



苦小牧年金事務所 出張年金相談

予約申込専用番号
(完全予約制)
☎ 0144-56-9001



申込方法(先着順)
予約申込専用番号へ電話してください。なお、土・日、祝日は予約を受け付けていません。申し込みの際には
①相談したい方の年金手帳、基礎年金番号通知書、年金証書などをご用意ください。
②「年金を請求したい」、「年金受給者の死亡手続きをしたい」など、具体的な内容をお伝えください。
③年金受給者の死亡手続きは、亡くなられた方の基礎年金番号、遺族の有無や続柄、配偶者の基礎年金番号などを確認します。
申込確認の通知
予約確認済の文書が後日郵送されますので、当日ご持参ください。

●事業主の証明書
※申請書などは、町公式ホームページから印刷できます。
申請方法
原則、郵送とします。申請の際は、必ず事前に電話でご相談ください。
問合せ
静内庁舎生活環境課
☎ 49-0291 (直通)

募集
新ひだか町
スポーツ推進委員
募集人数/6人
任期/6月1日/令和6年5月31日(2年間)
会議回数/年3回程度
報酬/2,800円(会議1回当たり)
※費用弁償の支給あり
応募条件/スポーツの実技指導ができる18歳以上の方で、町内に住所を有してから3か月以上が経過し、複数の審議会などに公募委員として所属していない方
応募方法/持参、郵送、ファックス、電子メールで提出してください。申込書は町公式ホームページからダウンロードできます。
締め切り
5月15日(日)(消印有効)
応募先(問合せ)
〒056-0014
静内古川町1丁目1番2号
教育委員会生涯学習課
☎ 42-0075
☎ 42-2562
FAX 42-2562
doe-syakai@town.shinhidaka.lg.jp

北海道警察官採用試験
受験資格
●A区分
学校教育法による大学(短期大学を除く)などを卒業した方で、平成2年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方
●B区分
A区分以外(高等学校に在学中の方を除く)で、平成2年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方
採用予定人数
A区分男性 115人程度
A区分女性 35人程度
B区分男性 35人程度
B区分女性 15人程度
受付期間
郵送・持参・電子申請
4月1日(金)まで
試験日
第1次試験 5月8日(日)
試験地
札幌市、苦小牧市、新ひだか町など
身体基準
詳しくはお問合せください。
問合せ
静内警察署
☎ 43-0110

国民年金の 各種手続き



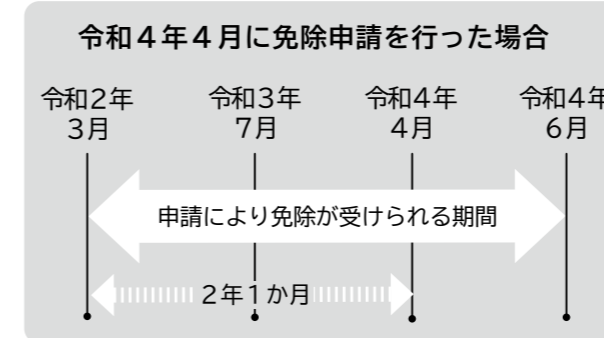
令和4年度 国民年金保険料
1か月 **16,590円**(前年度比20円減)
1年間 16,590円×12か月 = **199,080円**

支払方法 前納区分	現金払い 前納額(割引額)	口座振替 前納額(割引額)
6か月分前納	98,730円 (810円割引)	98,410円 (1,130円割引)
1年分前納	195,550円 (3,530円割引)	194,910円 (4,170円割引)
2年分前納	382,780円 (14,540円割引)	381,530円 (15,790円割引)

国民年金保険料
●前納割引制度
前納割引制度には、現金払いと口座振替の2種類があります。
●口座振替
口座振替には、毎月の保険料が翌月末に引き落としされる翌月末振替(割り引きなし)のほか、毎月の保険料がその月の月末に引き落としされる当月末振替(割り引きあり)、6か月、1年、2年の前納による口座振替(割り引きあり)があります。なお、現金による前納払いより、割引額が高くなります。
●付加年金
定額保険料に加えて、任意に加入できる付加保険料(月額400円)を納付されると、将来の老齢基礎年金に付加年金が上乘せられます。

退職された方の手続き
会社などを退職された20歳以上60歳未満の方は、国民年金の加入手続きが必要です。また、退職された方に扶養されていた配偶者(20歳以上60歳未満)の方も手続きが必要です。ただし、就業期間中、厚生年金に加入せず、国民年金(1号被保険者)に加入されていた方は、手続き不要です。
手続きに必要なもの
退職日の翌日から14日以内に、次のものを持参のうえ、役場担当窓口で手続きしてください。
①年金手帳(本人分のほか、扶養していた配偶者がいる場合は配偶者分)
②退職日および資格喪失日が確認できるもの(健康保険資格喪失証明書など)

国民年金の免除制度
●全額免除・一部免除・若年者納付猶予・学生納付特例制度
所得が少ないときや失業などで保険料の納付が困難な方は、保険料の免除申請ができます。前年の所得や失業の状況に基づき審査を行います。また、申請時点から2年1か月前までさかのぼり免除申請ができます。なお、申請が遅れると障害年金などを受け取れない場合がありますので、速やかに申請してください。
手続きに必要なもの
①年金手帳(本人分および配偶者分)
②失業による申請の場合は、雇用保険受給資格者証または離職票
③学生納付特例を申請する場合は、在学証明書または学生証の写し



産前産後期間の免除制度
産前産後期間の保険料免除制度が平成31年4月から開始されました。産前産後期間として認められた期間は、将来、受け取る年金額を計算する際に、保険料を納めた期間として扱われ、老齢基礎年金額に満額反映されます。
手続きに必要なもの
①年金手帳(本人分)
②母子健康手帳

【問合せ】 静内庁舎生活環境課 ☎ 49-0291 (直通) 三石庁舎地域振興課 ☎ 33-2112 (直通)

学校適応指導教室『ステップ』のご案内

自分に合った
いろいろな体験
がしたい

新ひだか町学校適応指導教室『ステップ』が令和4年4月から開設されます。

この教室は、「登校したいけれど登校できずに悩んでいる」・「別室登校しているけれど学習の補充をしたい」など、前向きに努力する意欲がある町内の小中学生に対し、個々の状況に応じた基礎的学習や多様な体験活動を通して、自己肯定感や集団生活に適應できる力と意欲を育て、学校生活へ復帰できるよう支援を行うことを目的として活動します。

登校したいけれど、登校できない…。

《適応指導教室の活動》

別室登校しているけれど、学習の補充がしたい

活動場所	公民館・図書館三石分館
活動日	月曜日～金曜日 9時30分～14時30分
活動内容	読書活動、自主学習、体験活動、体育活動、創作活動など
見学	ご希望の方は、事前に連絡をいただければ見学や相談ができます。
費用	入級に要する経費は無料です。ただし、行事や活動などに要する諸費用は、在籍学校に準じて保護者負担となります。

※活動場所・曜日・時間などは、通級希望者の状況により変更となる場合があります。

《まずは、在籍学校にご相談を… 通級までの手順》

通級に関する相談	通級を迷っている児童生徒・保護者の方は、まずは学校に相談してみてください。
通級指導教室の見学 通級に関する相談	学校から教育委員会に連絡して日程調整を行い、通級指導教室担当者から施設見学や通級に関する相談・説明を受けてください。
通級申請書の提出	通級を希望する児童生徒・保護者の皆さんは通級申請書を学校に提出してください。
通級の承認	教育委員会で通級の可否を決定し、保護者に通級承認書を送付します。

【問合せ】教育委員会管理課 ☎49 - 0088

- 本館 新着情報
 - はじめての／島本理生・辻村深月ほか
 - 看守の信念／城山真一
 - 六人の嘘つきな大学生／浅倉秋成
 - 人生の決算書／曾野綾子
 - スリルライフ 天才ではないが、天然でもない／新庄剛志
 - ロトレ・脚トレで若返り！老化のもと「フレイル」を防ぐ
 - 一生使えるミシンの基本
 - ラズベリーブラックベリー
 - (NHK趣味の園芸)
 - 障がいのある子の「親なきあと」対策
 - 最新不動産取引の法律

お待たせしました！ 3月の図書 新着情報

【休館日】 4月4日(月)、11日(月)、18日(月)
22日(金)、25日(月)



新ひだか町図書館

問合せ
 図書館本館 ☎42-4212
 図書館三石分館 ☎33-2051

- 5分後に犯人に迫るラスト(児童書)
- 三びきのこぶた(紙芝居)
- 三石分館 新着情報
 - 奇跡／林真理子
 - シャルロットのアルバイト
 - 近藤史恵
 - レジエントアニメ！／辻村深月
 - ななみの海／朝比奈あすか
 - 鬼人幻燈抄9／中西モトオ
 - 最後の声ドキュメント災害関連死
 - どっちが強い！？からだレスキュー113(児童書)
 - さくら(絵本)

まなびの広場



乗馬教室

- 町民子ども乗馬体験教室
 - とき 4月16日(土)、30日(土) 10時00分～11時30分
 - 対象者 町内にお住まいの原則6歳以上中学3年生以下の乗馬初心者
 - 定員 各2人(先着順)
 - 参加料 630円(用具代含む)
 - 町民子ども履務作業および馬の手入れ体験教室

- 町民レディース乗馬体験教室
 - とき 4月12日(火)、19日(火)、26日(火) 13時30分～15時00分
 - 対象者 町内にお住まいの16歳以上の女性で、原則3回全て参加できる乗馬初心者
 - 定員 各2人(先着順)
 - 参加料 3,810円(用具代含む) ※3回分
- 町民子ども乗馬体験教室
 - とき 4月16日(土)、30日(土) 10時00分～11時30分
 - 対象者 町内にお住まいの原則6歳以上中学3年生以下の乗馬初心者
 - 定員 各2人(先着順)
 - 参加料 630円(用具代含む)
- 町民履務作業および馬の手入れ体験教室
 - とき 4月9日(土)、23日(土) 13時30分～14時30分
 - 対象者 町内にお住まいの16歳以上の方
 - 定員 各4人(先着順)
 - 参加料 無料

静内温水プールオープン

開館期間 4月15日(金)～12月15日(木)
 開館時間 13時00分～20時30分
 ※土日祝日 10時00分～17時30分
 6～9月 10時00分～20時30分

休館日 月曜日(夏休み期間を除く)
 使用料 大人 620円/回
 高校生 370円/回
 中学生 250円/回
 小学生 120円/回

その他 ●未就学児の使用料は無料ですが、保護者の同伴(水着着用)が必要です。
 ●7月15日から9月15日までの間、町内小・中学生は無料です。
 ●回数・占用使用料はお問合せください。

【問合せ】静内温水プール ☎42 - 6322

静内川右岸 蓬莱山公園 パークゴルフ場オープン

開設期間 4月16日(土)～11月23日(水)
 開設時間 時期により異なりますので担当窓口にお問合せください。

使用料 1日券 大人370円 子ども180円
 回数券(12枚券) 大人3,760円 子ども1,870円
 用具貸出料(1日) 大人100円 子ども50円

シーズン券の購入 4月4日(月)9時00分から
 (静内川右岸) 静内体育館で受け付け
 (蓬莱山公園) 総合町民センターで受け付け
 大人12,560円 子ども6,280円

【問合せ】 静内体育館 ☎42 - 0048
 総合町民センター ☎33 - 2222

「子育てセミナー」全6回

対象者 町内の就学前のお子さんの保護者
 内容 子どもの健やかな成長のための学習活動などを通して保護者同士の親睦を深めます。

学習会場 公民館 ほか
 参加料 無料
 開講式 5月10日(火) 10時00分から
 締め切り 4月28日(木)

その他 託児保育があります。

【応募先(問合せ)】総合町民センター ☎33 - 2222

「中央ことぶき大学」生徒募集

対象者 静内地域の市街地およびことぶき大学を開設していない地域にお住まいのおおむね60歳以上の方
 内容 毎月1回、健康などの学習や交流のほか、クラブ活動(大正琴・俳句・歌唱・陶芸・ハーモニカ・レクダンス・手芸・からおけ合唱)

学習会場 公民館 ほか
 参加料 無料
 開講式 5月10日(火) 10時00分から
 締め切り 4月26日(火)

その他 クラブ活動のみへの参加申し込みはできません。

【応募先(問合せ)】公民館 ☎42 - 0075